

仕 様 書

1 業務名

南区役所電話交換業務

2 履行期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日まで

3 対象施設概要

(1) 所在地

札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1

(2) 職員数

約250人

(3) 1日当たりの受電数（令和元年度実績）

ア 最多数

329件

イ 最小数

163件

ウ 平均数

223件

4 業務内容

南区役所代表電話入電に係る電話交換業務及び庁内放送業務

5 勤務条件等

(1) 勤務日及び時間

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日のうち8:00～17:45とする。

ただし、公職選挙法による選挙や災害の発生等、委託者が指示する場合には、時間を延長し、または休日等に交換業務を行うこととする。（但し書きによる業務に要する経費については、別途協議する。）

(2) 業務従事者の配置

電話交換業務は、1～2座席を担当し、別紙1の勤務表を基準として交替勤務を行うものとする。また、これらの者に事故のある時は、直ちに必要な措置を取らなければならない。

(3) 業務従事者の資格等

ア 業務従事者は、電話オペレーター技能検定要綱による認定資格又または電話対応技能検定（もしもし検定）3級以上の資格を有するものとし、委託者の求めに応じ資格認定証等を提示するものとする。

イ 業務従事者が所持する資格を記載した業務従事者名簿を委託者に提出し、内容に変更があった場合は、変更後の名簿を委託者に提出するものとする。また、委託者が不適格と認めたものを業務に従事させてはならない。

(4) 関係法令等の遵守

業務従事者は、電気通信事業法等の交換作業基準等関係法令を遵守し、通話の秘密を守り、取扱中に聴取した事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(5) 業務内容・服务等

- ア 電話交換業務は、市の窓口業務の重要な一端であることを認識し、その対応は迅速、正確かつ公平を期するとともに親切、簡潔を旨とし、相手方にな不快の念を抱かせないように注意しなければならない。
- イ 受託者は、常時、業務従事者に身分証明書を携帯させること。
- ウ 国際通話・弔電等の申し込みを受けた場合は、内線番号、申込者を確認し、通話等終了後に別に定める様式に所要事項を記載するなど、遅滞なく処理するものとする。
- エ 委託者から依頼があった場合は庁内放送を行うものとする。
- オ 電話交換機の取扱は丁寧にし、電話交換機及びその他の備品・設備等を破損し、または破損個所を発見したときは、速やかに委託者に連絡し、その指示を受けるものとする。
- カ 受託者は、業務日誌（別紙2）により毎日実施した業務状況、正時毎の1時間交換回数及び日交換回数計等を翌日までに委託者に報告するものとする。

(6) 研修等

受託者は、業務従事者に対する研修を密に行い、市の業務内容をはじめ、担当箇所の徹底等を図るとともに、接遇については特に留意すること。

(7) 契約期間終了に伴う業務の引継ぎ

- ア 受託者は、委託者の指示があった場合には、受託者が業務を行った際に作成した業務に必要な手順・方法等を記載した資料を委託者に提出することとする。
- イ 受託者は、委託者の指示があった場合には、上記アの資料等によるほか、新規受託者に対し実地による実務的な引継ぎを行うものとする。
- ウ 業務引継ぎの詳細・実施期間等については、委託者と協議して定めるものとする。

6 責任者の選任

業務遂行を指揮監督するため、業務従事者から1名を責任者と定めること。

7 安全の確保

業務の実施にあたっては、事故の防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

8 業務日誌等

5(5)カによる業務日誌を毎日、委託者に提出するほか、毎月、業務報告書（別紙3）に日別及び週別・曜日別交換回数等を記載し、委託者へ提出すること。

9 環境負荷の低減に関する事項

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみの減量、分別及びリサイクルに努めること。
- (3) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (4) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とすること。また、両面コピーの徹底やミスコピーを減らす

ことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

10 受託者に提出を求める書面

(1) 受託者は、次に掲げる書面を、指定する期日までに提出すること。なお、各書面の様式及び記載要領は委託者が別に定める。

ア 労働社会保険諸法令遵守状況確認用書面

(ア) 業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿」及び「業務従事者配置計画書」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

(イ) 業務従事者健康診断受診等状況報告書

労働者（上記(ア)の「業務従事者名簿」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。

なお、複数年契約のものにあつては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。

(ウ) 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、「業務従事者支給賃金状況報告書」を提出すること。

イ 業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険料事業主負担分調書

契約金額に対する積算根拠（積算内訳）として、契約締結後直ちに、「業務費内訳書」、「業務従事者賃金支給計画書」及び「社会保険料事業主負担分調書」を、別冊の記載要領に沿って作成し、提出すること。ただし、札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領第7条に定める低入札価格調査において、当該書面を提出している場合には、この限りでない。

(2) 次のいずれかに該当する場合にあつては、受託者は、上記(1)の書面のほか、契約約款第16条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

ア 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの

イ 上記(1)の書面での確認において疑義が生じたもの

11 その他

(1) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受けること。

(2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

12 発注担当

南区市民部総務企画課庶務係（011-582-4705）
札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1

南区役所電話交換業務日誌

(会 社 名)

令和 年 月 日 (曜日)	課 長	係 長	係	報告者							
勤 務 者	業務開始	業務終了	備 考								
	時 分	時 分									
	時 分	時 分									
	時 分	時 分									
	時 分	時 分									
交換 件数	時 間 別 累 計										日累計
	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	終了時	回
	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	
報 告 事 項						指 示 及 び 注 意 事 項					

※ 本書は複写をもって受託者が作成し、翌日までに担当者へ提出すること。

別紙 3

南区役所電話交換業務報告書（ 月分）

（ 会 社 名 ）

○ 日別交換回数

日・曜日	交換回数	日・曜日	交換回数	日・曜日	交換回数
1日（ ）	回	12日（ ）	回	23日（ ）	回
2日（ ）	回	13日（ ）	回	24日（ ）	回
3日（ ）	回	14日（ ）	回	25日（ ）	回
4日（ ）	回	15日（ ）	回	26日（ ）	回
5日（ ）	回	16日（ ）	回	27日（ ）	回
6日（ ）	回	17日（ ）	回	28日（ ）	回
7日（ ）	回	18日（ ）	回	29日（ ）	回
8日（ ）	回	19日（ ）	回	30日（ ）	回
9日（ ）	回	20日（ ）	回	31日（ ）	回
10日（ ）	回	21日（ ）	回		
11日（ ）	回	22日（ ）	回	月 計	回

○ 週別・曜日別交換回数

週	交換回数	週	交換回数	週	交換回数
第1週	回	第2週	回	第3週	回
第4週	回	第5週	回		回
月曜日	回	火曜日	回	水曜日	回
木曜日	回	金曜日	回		回

※ 本書は複写をもって受託者が作成し、翌月の1日までに担当者へ提出すること。